

第4節 環境情報の整備・提供

平成29年版県環境白書について、関係機関の他、県内図書館、大学等へ配布するとともに、県のホームページにも掲載し、本県の環境に関する情報提供を行いました。

また、環境保健センターにおいて、環境に関する様々な情報を収集・処理し、保管するとともに、各種の統計解析や予測評価を行いながら、環境監視、環境管理、調査・研究など環境保全の推進を支援し、それらの情報を県のホームページに掲載しています。

第5節 公害紛争の適正処理等

1 公害紛争処理制度

(1) 制度の趣旨

公害紛争を民事訴訟のみで争った場合、その解決に多くの時間と費用がかかるなど被害者の救済の面で問題がありました。

このため、公害紛争の迅速・適正な解決を目的に、公害紛争処理法が昭和45年に制定され、司法救済を補完するものとして公害紛争処理制度が設けられました。

(2) 制度の概要

公害による被害の防止や損害賠償などの紛争処理の専門機関として、国に公害等調整委員会が設置されています。

また、県では、公害紛争処理法を受けて制定された鹿児島県公害紛争処理条例により、昭和45年12月19日に鹿児島県公害審査会が設置されています(P195参照)。県公害審査会においては、公害等調整委員会が扱う紛争以外の紛争について、あつせん、調停、仲裁の手続を行います。

(3) 公害苦情相談員

公害に関する苦情は、地域住民に密着した問題であり、公害紛争の前段階的性格を持っていますが、その迅速かつ適切な処理は、将来における公害紛争を未然に防止し、住民の生活環境を保全するために極めて重要です。

このような観点から公害紛争処理法では、都道府県及び市町村に対して公害に関する苦情の窓口としての苦情相談員を設置するよう規定しています。

県では、この規定に基づき庁内関係課及び地域振興局等に公害苦情相談員を配置し、公害に関する苦情について、住民の相談に応じるとともに、苦情の処理のために必要な調査、指導及び助言を行うなど、公害苦情の適切な処理に努めています。(表4-7)

表4-7 公害苦情相談員(平成29年度)

(単位：人)

区分	公害苦情相談員			公害苦情処理事務を行う職員数 [※]			計
		うち専任	うち兼任		うち専任	うち兼任	
県	24	0	24	21	0	21	45
市町村	0	0	0	196	0	196	196
計	24	0	24	217	0	217	241

※ 公害苦情相談員は除く。